



税務調査でチェックされる「交際費と隣接費用①」

週刊税務通信2020年7月13日号No.3613「税務調査を乗り切るポイント」愛知吉隆著より

交際費の定義

有利選択

(1) 調査における交際費のポイント

① 交際費の内容に関するもの

⇒ 役員等の個人的な支出、架空計上等

② 交際費以外の科目で計上されたものの実態

⇒ 福利厚生費、会議費、支払手数料、広告宣伝費等

(2) 交際費の定義

課税対象	飲食費以外
損金算入（～800万円まで）	飲食費 課税対象（50%） 損金算入（50%）
1名あたり5,000円以下の飲食代（会議費等）	1名あたり5,000円以下の飲食代（会議費等）

「交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係ある者等に対する接待、供給、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいう」(措法61の4④)

支出の相手先	・直接取引先 ⇒ 得意先、仕入先、直接の事業関係者等 ・間接的な関係者 ⇒ 役員、従業員、株主、将来の取引先候補等
支出の目的	事業関係者等と親睦の度を密にして取引関係の円滑な進行を図る
行為の態様	接待、供給、慰安、贈答等の行為のための支出であること

交際費の支出の内容について

① 支出の内容により個人負担とすべきもの

「支払内容」と「誰」に対する物かを確認し、役員等の趣味や嗜好性が高く事業との関連性が薄いものは、交際費ではなく役員等への賞与とみなし、損金不算入(役員の場合)かつ源泉所得税の対象となるだけでなく、社会保険や市民税にも影響があります。

Ex) ゴルフの費用を事業と関係がない方で行った場合や、個人的な友好や趣味のお付き合いの場合。

※ただし、今は得意先ではないが、近い将来に関係を持つにいたる者や、新規に取引を開始し法とする者も含まれるので、どういった関係であるかは説明できるようにしておいてください。

② 現金や商品券等の注意点

商品券の場合、会社で一括購入し、謝礼の都度相手に渡すことがありますが、「誰が保管し」、「いつ・誰にいくら渡したかを記録しておかないと、調査時に帳簿と現物残高が一致せず、使途不明金として賞与と見なされます。また、決算時に、金券が残っていれば「貯蔵品」として資産計上しなければいけません。

謝礼で気を付けたいのは、渡した相手先が個人として受け取った場合の課税問題です。調査では、高額な金額が交際費で計上されている場合、相手先を確認し、本人の申告等の確認も行いますので注意が必要です。

③ 5,000円以下の飲食費のポイント

以下の全てに当てはまる一人当たり5000円以下の飲食費は、交際費課税がされません。

イ. 飲食その他これに類する行為のために要する費用 ロ. 一人当たり5000円以下

ハ. 専ら法人の役員・従業員のために支出する社内飲食費 ニ. **一定の事項を記載した書類を保存している**

【一定事項を記載した保存書類の記載事項】

イ. 飲食等のあった年月日 ロ. 飲食等に参加した事業に関係ある者の氏名・名称 ハ. 参加者数

ニ. その費用の金額・飲食店名・所在地

【今月の経営格言】	名刺一枚いただくときにも真心を込める
by 田中敏則	(元積水ハウス営業マン)
「日本一住宅を売っている営業マンの営業の手帳」より	